

会 議 録 目 次

令和 2 年第 3 回海田町議会定例会（第 3 日目）

令和 2 年 6 月 5 日（金）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	第 38 号議案	令和 2 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）……………	3
日程第 2	委員会提出議案第 1 号	第 38 号議案令和 2 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）に 対する附帯決議……………	6
日程第 3	第 39 号議案	特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定 について……………	7
日程第 4	発議第 2 号	日米地位協定の抜本改定を求める意見書案……………	16
日程第 5	発議第 3 号	新型コロナウイルス感染症に関する意見書案……………	18
		（閉 会）……………	19

令和2年第3回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 令和2年6月2日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 6月5日（金）午前9時00分宣告（第3日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |                |
|-----|---------|-----|----------------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子        |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信        |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 欠            員 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公        |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生        |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一        |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男        |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治        |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |   |           |
|-----------------|---|-----------|
| 町               | 長 | 西 田 祐 三   |
| 副 町             | 長 | 櫻 竜 俊     |
| 教 育             | 長 | 佐々木 智 彦   |
| 企 画 部           | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 部           | 長 | 丹 羽 勤     |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 建 設 部           | 長 | 久保田 誠 司   |
| 教 育 次           | 長 | 伊 藤 仁 士   |
| 下 水 道 担 当 参 事   |   | 龍 岩 広 幸   |
| 企 画 課           | 長 | 鎌 田 浩 一   |
| 魅力づくり推進課        | 長 | 中 下 義 博   |
| 財 政 課           | 長 | 吉 本 真 人   |
| 総 務 課           | 長 | 中 村 修 介   |
| 防 災 課           | 長 | 宮 垣 将 司   |
| 町 民 生 活 課       | 長 | 水 川 綾 子   |
| 社 会 福 祉 課       | 長 | 杉 本 幸 穂   |
| こ ど も 課         | 長 | 新 藤 正 敏   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |   | 森 原 知 美   |
| 建 設 課           | 長 | 木 村 生 栄   |
| 学 校 教 育 課       | 長 | 森 山 真 文   |
| 生 涯 学 習 課       | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 新 庁 舎 整 備 室     | 長 | 山 田 長 秀   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 倉 本 勇 登 |
| 主 査 | 水 野 啓 太 |

主 任 辻 千奈美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第38号議案 令和 2 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 委員会提出議案第1号 第38号議案令和 2 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）に対する附帯決議
- 日程第 3 第39号議案 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 発議第 2 号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書案
- 日程第 5 発議第 3 号 新型コロナウイルス感染症に関する意見書案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしておりますので、御了承ください。なお、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため窓を開放しておりますので、併せて御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第 1 から日程第 5 に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

- 議長（桑原）日程第 1、第38号議案、令和 2 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。去る 6 月 3 日の本会議において予算委員会に付託いたしました案件について、委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。予算委員会、佐中委員長。
- 15番（佐中）委員長の佐中です。予算委員会の審査報告をいたします。本委員会は、令和 2 年 6 月 3 日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。

付託案件及び審査経過については、お手元にお配りをした報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第38号議案について、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。なお、下岡委員ほか1名から、第38号議案令和2年度海田町一般会計補正予算に対する附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。以上で、予算委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。

これより、第38号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論があるようなので討論を許します。まず、反対討論を許します。玉川議員。

○1番（玉川）1番、玉川です。新庁舎建設工事実施設計変更等業務委託料の歳出の議案の件で、反対討論をいたします。

反対の理由でございますが、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会において、これまでに説明のあった新庁舎建設予定地の土壤汚染問題について、先日、5月27日に開催された委員会の中では、まだどちらの負担になるかは決まっておらずこれから協議していくという姿勢でございました。今回、補正予算に計上されている新庁舎建設工事実施設計変更等業務委託料ですが、土壤汚染の責任が県にあるとすれば、当然、この変更等業務委託料についても、県が負担すべき案件であると考えます。まだ県と町での責任の所在が明確でないにもかかわらず、今回の補正予算に計上されるというのは納得がいきません。早急に県と協議を行い、費用負担について明確な答えが出た時点で議会に対して説明が行われることが大事であると考え、私は、この予算に反対の立場で討論させていただきます。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。賛成の立場から討論します。既に土地売買契約が完了し、土地代金の支払いや所有権移転登記が完了している新庁舎予定地については、契約上、瑕疵担保責任を放棄する契約となっており、一時的には海田町が処理を行わざるを得ないと思われます。それが契約であり、また、1度完了したこのような案件でも、最終的

には金銭のやり取りしかないのが社会通念上の常識です。当然に海田町が損害を受けておることも事実であり、契約を超えた交渉を行うに当たっては、町が受けた損害をまず確定させる必要があります。確定した損害をもって広島県と交渉を行うべきであると考えております。

損害が確定する見込みだけでは、交渉のテーブルに上がることができないのが、このような、既に完了した案件では至極当然のことです。広島県と交渉するに当たり、当然に素早く損害額、ここではヒ素の処理に係る費用ですが、確定する必要があります。また仮に、あくまで仮にですが、広島県に対して訴訟を起こすにしても、このような1度完了した案件では、民事での損害賠償請求しかありません。執行部においては、瑕疵担保責任を削除した契約を行った責任は、これを切り離して考えるべきであります、庁舎建設は、我々議会も早く行うよう執行部に対して要求していることも鑑み、ヒ素の処理は海田町が行わなければならないことから、早急にその対策及び費用を算出するべきであります。

最後に、この度の予算では、新型コロナウイルス感染症対策に関する予算が多く含まれております。今、いろんな対策を素早く講じなければならない大事な時期に、予算全体を反対することは、大事な新型コロナウイルス感染症対策も否定することになります。このようなことはすべきではありません。

庁舎の問題だけであるならば、予算の修正動議を提示すべきであって、手法についても大きな問題があり、予算全体を否決する行為には疑問を感じます。

以上のことから、賛成の立場から討論いたしました。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。いずれの討論でしょうか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）では、反対討論を許します。久留島議員。

○10番（久留島）10番、久留島です。反対の立場から討論させていただきます。

今回の補正予算につきましては、庁舎建設予定地のヒ素の検出について、設計変更業務委託料の800万円については5月27日の庁舎特別委員会の質疑を受けて、早速、町の担当者が県の担当者と電話とメールで交渉に当たっておられること、また、町長も努力すると言われておられますし、是非、この結果を待つて処理していただきたいと思えます。何とぞ御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）次に、賛成討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。反対討論ですか。はい、大江議員、反対討論を許します。

○5番（大江）5番、大江です。第38号議案には賛成できかねますので、反対討論させていただきます。

令和元年11月28日に財産売買契約時に県と交わした元広島県海田庁舎敷地の土壤汚染対策法に基づく汚染の除去などの措置に関する覚書の第2条に、要措置区域に指定された場合及び形質変更時要届出区域に指定された場合、甲、県の人為的活動に起因する汚染の除去などの措置については、甲、県の負担とする。また、第3条には定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、県及び乙、町が協議して定めるものとなっています。この度の土壤調査によって検出されたヒ素が人為的活動によるものか、それとも自然によるものか、県が負担するのか、町が負担するのか、一番明確にしなければならぬところが不透明のままです。5月25日に形質変更時要届出区域に指定されて、まだ日数も経っていません。県としっかり協議をし、明確にした上でこの実施設計変更等業務を行うべきと考えています。

よって、第38号議案には反対です。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第38号議案については原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、委員会提出議案第1号、第38号議案令和2年度海田町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。予算委員会、佐中委員長。

○15番（佐中）予算委員会委員長の佐中です。第38号議案令和2年度海田町一般会計補

正予算に対する附帯決議を提出いたします。

庁舎移転事業に係る海田町新庁舎建設工事実施設計変更等業務委託料の執行については、土壌汚染対策法上、必要な対策の手法や工事費を算出するために必要なものがあります。しかしながら、その土壌汚染対策費に係る費用負担について、当町が負担する可能性が高いことについては疑義があります。つきまして、その費用負担について、当該土地の売主である広島県と十分に協議し、海田町にとって不利にならないよう、町長以下、関係職員が全力で交渉していただきたい。また、議会に対して、その協議内容等に関する報告を丁寧に行うことを求めるものでございます。以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、質疑は省略いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、委員会提出議案第1号について採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第1号について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおりこれを決します。なお、執行部におかれましては、この附帯決議の趣旨を十分に配慮の上、予算執行に当たってください。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第39号議案、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第39号議案、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について。新型コロナウイルス感染症対策の財源の一部とするため、私、副町長及び教育長の給料月額を減額するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させていただきます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第39号議案、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

この条例は、新型コロナウイルス感染症対策の財源の一部とするため、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額するものでございます。減じる額は、町長にあっては、給

料月額に100分の10を乗じて得た額、副町長及び教育長にあっては、給料月額に100分の8を乗じて得た額でございます。減じる期間は令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9か月間でございます。なお、期末手当の算出の基礎となる給料月額については、減額前の金額とするものでございます。施行期日は令和2年7月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。まず、お聞きしたいのが、提案理由。コロナウイルス感染症対策の財源の一部とするため、町長、副町長、教育長の給料月額を減額するとありますが、今まで、昨日、一昨日もそうですけれども、コロナウイルスに対して、町が独自の財源、財源に大きく響くような財源をもって事業を行っていないという指摘が我々の方からしております。全くそういうことをされないのに、なぜこの財源を捻出する必要があるのか、よく理解できません。単なる町長のパフォーマンスでしかあり得んようにしか見えないんですが、それについて御答弁願いたい。

また、今は、逆に、経済的な支援が必要な、特に経済的支援については、それぞれ国なり、ものが、ある程度のものを構えて、町も、国の財源を使いながらうまくやっているとところがございます。しかしながら、商工業者、消費を拡大しなきゃならん時期に、町長、副町長、教育長、これ、3人がこれだけ減額すると、月20万は違うはずです。7、8、9、10、11、12、1、2、3、9か月、約180万の減額になります。消費拡大しなきゃならんときにこの180万いう数字が全く外へ出ていかない。その辺についてどう思われるんですか。私は、逆に、これを減額するお金があるのであれば、そのお金をもって消費拡大に寄与すべきと考えます。また、この提案理由で挙げられるようなことをするのであれば、当然に、町の財政に響くような大きなコロナ対策支援対策なりを行って、それと同時にその財源にしたいから減額しますというんならまだ理解できます。その辺についてしっかりとした納得できる説明をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今御指摘の、この財源が基本的にコロナウイルス対策に対しての貢献にはならないという御指摘ではございますが、私の思いとしては、まず住民の方々、また企業の方々を含めて、このコロナに対して非常な痛みを受けられております。その痛みをやはり共存する意味も含めておりますし、かつ、コロナ対策に向けて、その財源を担保

しないといけない。そういった意思をしっかりとお示ししながら、それを活用していただけるような運営をしたいという意思でございますので、御理解の方をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）いや、答弁になってないと思うんですが。私がお聞きしたのは、消費拡大が必要なときにもっとも逆に使うべきじゃないんですかと、こう申し上げたんです。それについて、全く答弁が返ってきてないです。確かにおっしゃられるとおり、痛みを分かちたい気持ちも分かります。しかしながら、反面、経済が停滞している。その経済を少しでも循環さす、安定した収入が入る方については、そういう義務があるんじゃないんですか。皆さんの消費を、喚起を及ぼすためにも、それから、今財源の担保にしたい。担保にする前に事業しましょうや。単独の事業を全くしないでおって、ほとんどやらないでしょう。五、六百万でしょう、今うちが使っているのは。事業をするから担保させてください言うならまだ理解できますよ。痛みを分かち合いするのも多少理解しますよ。もう少し、その辺についてしっかりと議論が要るんじゃないんですか、中で。パフォーマンスをやるんじゃないくて、よその町がやったからって、うちがまねするんじゃないくて、逆に経済を活性化するために1円でも2円でも余分に使いましょうと、これが必要なときじゃないんですか。その辺のことは検討されたんですか。先ほど、二つ、三つ言いましたが、それについて御答弁願います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）現時点です、議会の皆様に御理解していただいとるのは、企業、中小企業、事業者等に対する支援、それから、子育てに関するそういった形の支援、これは皆様にお認めいただいて、今実行している段階です。それに続いてですね、今、常任委員会等も含めて、いろんな形で次の施策を今打とうとしているところでございますし、それも早く、議員の皆様の要望、ありますので、それと町民の方々を代表される皆様でございまして、スピーディーに、その施策が打てるような方策も、今後打っていく必要があると、しっかりと考えておりますので、それに向けてこの方向性で進めていきたいということでございます。今後も皆様の御理解の中に、この社会情勢がどのように変わるか、町民の方々の生活がどのように変わっていくか、そういったところをしっかりと見ていきたいということでございます。もう1度、繰り返して申し上げますが、今回の給料減額においては、財源の一部にさせていただきたい。更には、今向かっておるのは

職員一同が、一丸となって新型コロナウイルス対策に努めておると。その中にもスピーディーに行えるという、この特別給付金等も職員が一生懸命汗を流して頑張っております。早く支給できるようにも努めておりますので、その点も御理解をいただきたい。それと、今後のコロナウイルスの方向性としては、やはり、住民の皆様の痛み、そういったところを、やはり、しっかり支援していくということと、かつ、今後の経済対策をしっかり進めていかないと、この状況においては、住民の方も、当然ながら、自治体においても当然必要なことになってきますので、そこらを考慮しながら、今後のまちづくりに向けた方向性はきちっと示していきたいと考えております。新たな日常生活が、報道等も含めながら、政府の方もされておりますので、それに向けてしっかりと頑張りたいと思いますし、国、県、町が連帯となって、この方向性を出していきたいということでございますので、御理解の方、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）理解してないと言うんではなくて、理解してるよと言っているじゃないですか。先ほど聞いた質問に対して答弁されました。副町長、そばに横におるなら、ちゃんとその辺答弁がないよと答えるのがあなたの仕事じゃないんですか。私は、今、消費喚起をして、消費を拡大するときにある、安定した給料がある人はそれを使って還元すべきときじゃないんですかと、僕はそれを聞いたんですよ。何の答弁、返ってきましたか。きちんと答弁を返してくださいよ。この前も、3月のときにも同じようなことをあったじゃないですか。そのときに副町長にも言いましたよね。それをするんが仕事じゃないんですかって。読み間違いをチェックするのが仕事じゃないでしょう。まあ、それはちょっと言い過ぎましたが、すいません。まず、消費喚起をする時期に、あえて減額してまでやる理由は何ですかと。もし減額するのであれば、町はこういう事業をしますから、その対として減額をします、一緒に考えてください、みんなと一緒に。それが本来の姿じゃないんですか。僕はするなと言っとるんじゃないんですよ。やるのは結構。ただし、その代わり、こういうもので単町費使います、だから、少しでもその財源にしたいからやらせてくださいと言うなら理解するって言っているんです。タイミングと時期とこの内容が違うんじゃないですか。その辺について、先ほどから同じこと何度も、3度目の質問なんですが、きちんとした答弁を返してください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、コロナウイルス感染症対策に、今進行中でございます。そういった意

味で常任委員会、更には全員協議会等も含めながら、いろんな形で議員の皆様の御理解いただけるように進めてきている。その中に次の施策を打とうとしているところでございます。そこをしっかりと見極めた上で、いろんな意味で、中間的評価、これはいろいろな形で出るかと思いますが、やはり、私としては、将来の海田町がどうあるべきかという姿を見据えながら、今後どのような形でコロナを打っていくか、これをしっかりと見据えて、今、考えているところでございますので、その点を施策の中で、皆様に御審議いただいて、一つ一つの施策を確実に打たせていただきたいというのが私の信念でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに質疑ございますか。住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。まあ、これ、町長の好きなことじゃけ、どうぞ、御自由に思って、賛成しようと思いましたが、宗像議員の質疑に対する答弁があまりにも失礼過ぎる。一個も答えていない。何が痛みを分かち合いたいだ。町民の代表である議員の質疑に対してまともに答弁できんで、何で町民の気持ちが分かる。無礼極まりない。

それはさておきまして、先ほど、痛みを分かち合いたい。誰もそんな一人よがりなことは求めてないんですけども、あえて聞きましょう。じゃあ、なぜ、あなた一人にしないんですか。なぜ、副町長、教育長を巻き込んだんですか。

第2点、スピーディーにスピーディーに、そのための財源とかおっしゃってましたけども、どこがスピーディーなんですか。一般質問で私は言いましたね、ひとり親家庭世帯に支援せえ、検討する。何のことはない。国が、来週、国会に出す補正予算の中にそれ盛り込まれていますよね。結局、国から金が落ちてくるのを待つだけじゃないですか。わざわざ数百万の財源、ひねり出さにやいけんほどの話じゃないでしょう。国の金を使うんですから。なぜ、今こんなパフォーマンスをするんですか。

そして、第3点、先ほど来、宗像議員が何遍も聞いてるんですが、一度も答えてない。そのお金を海田町で使おうという気になりませんでしたか、3人とも。そんなこと節約して誰が喜ぶんですか。町民の皆さんの生活の足しになりますか。そんなんやったら、そのお金を毎月海田町で消費しよう、そういう気にはなりませんでしたか。以上、3点。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）1点目の議員を侮辱しているような態度であるというのは、そういった感じを受けられたのに対しては、真摯に受け止めて反省したいと思います。それと、2点目のこの対策において活用していくことは、常任委員会等もいろいろ今進めてきて説明

それと、施策が遅いという御指摘がございましたが、これにつきましては、今定例会に提出させていただきました事業のほかに、追加の支援策というのを今検討しているところでございますので、これについては、この定例会閉会后に、また議員の皆様の説明させていただきまして、速やかに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと、消費喚起について取組をすべきじゃないかという御指摘をいただきましたが、これにつきましても、現在、コロナ収束を見据えた新たな消費喚起策、そういったものを検討しておりますので、そういった形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

事業費に充てるのがどうかという御指摘がございましたが、国から地方創生臨時交付金、こういったものがまいます、これだけでは全てのコロナ対策の費用を賄えないということも考えておりますので、そういったことも考えて、その事業費の一部に充てたいと思っております。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）個人的なことではございますが、私としても、町内にお金が落ちるように、しっかりとデリバリーの給食も含めながら、いろんな形で私の私財も含めてできるだけ提供するような形をしております。何もしてないという形ではございませんので、その点は御理解ください。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）私財を使うのは当たり前でしょうが、何を言ひよるん。じゃけえね、もう、どう言ったら伝わるかな。金を削るなよ、自分らの所得を削るな。今まで以上に、その金を町に流せ言うんよ。ええ。某自動車メーカーの知人から昨日電話あったんよ。とある車、C X 言うんじゃけどね。先月は1台も造らんかった。今月もう造らない。そのぐらい消費が落ち込んだ。別の友人、本社に勤めとる友人は、先月は5日ぐらいしか会社に行かんかった。今月も多分そんなぐらいじゃろ。リーマンショックとは訳が違うんですよ、この不景気は。町民の皆さんに消費せえ言うんじゃったら、自分たちの金を、まず、今まで以上に使ったらどうですか。給料を削って何になる。誰が喜ぶ。単なる時代遅れのパフォーマンスでしょう。広島県知事が特例給付金か、10万円、職員から何か寄附するみたいなことを言ったら、袋叩きに遭ったでしょう、若い人から。もう時代遅れなんです、その考えが。これまで景気が悪くなって公務員の給料を減らして何かええことがあったかいうたら、何もない。消費が落ち込んだだけ。いまだに時代遅れの手法

を取ろうとしている。だから、今まで以上に金を使うためにも、給与を減らさずに、毎月、20パーセント消費すりゃええ、町内で。その方が町民のためになるでしょう。町内事業者のためになるでしょう。なぜこんな無駄なパフォーマンスをするんですか。誰も喜ばないパフォーマンス、これが町民のため、町内事業者のためになると本気でお考えなんですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）個人的な話になりますけども、先ほど答弁しましたので、この件は割愛させていただきますが、基本的に、町内でできるだけそういったお金の還流が促進できるような方策を今考えておりますし、また、マツダの中小企業の方々、下請の方々の痛みもしっかり感じておりますので、今日の新聞等にも出ておりますが、そういったところの支援も含めながら、できるだけ支援できるような税の使い方をしっかりと、基本的にはこの税金は住民の皆様から預かったお金ですので、私のものではありません。だから、そういったところの理解をしっかりと皆さんに説明しながら、活用していくというのが大事なポイントだというふうに認識しておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桑原）町長。減らすとかいうんじゃないくて、しっかり使うてくれということなので、それを答えてください。町長。

○町長（西田）その点、減額するという形のものも一つ入りますし、かつ、私自身も今現状においてはしっかりと、そういったお金の流れは作らせていただいているというところでございますので。それと、町の関係のものにおいては、先ほど説明したとおりでございます。やはり、今、痛みを受けられた方々への支援、それから経済の活性化につなげていき、新たな日常に戻せるというような形の姿を描きながら進めていくということに進めておる状況でございますので、御理解の方、よろしくお願ひいたします。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論があるようなので、これから討論を行います。まず、反対討論から。
宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。この議案に反対の立場から討論します。

今、コロナウイルス感染症対策や経済活動が停滞している中、素早い対応を講じる時期にあります。そのため、町長は、これまで、遅れながらも、いろんな対策を矢継ぎ早に打たれています。しかしながら、この定例会などでもいろいろ指摘があった案件ですが、町の財政に大きく負担を掛けるような対策は、まだ打たれておられません。そのような中、常勤の特別職の報酬を減額する提案がありました。今は素早い対応する時期であり、また、町の財政に負担を掛けるような施策を打ってないときに報酬を減額する必要があるのでしょうか。今まで矢継ぎ早に打たれている対策の多くは、補助事業や交付金事業であり、財政に負担を掛けるような大きな事業の提案はありません。今回のような提案をするのであれば、併せて、町財政にも負担が掛かるような施策を講じ、少しでもその施策に対応するために、併せて、自分たちの報酬の減額を行うというのなら納得がいきます。

一昨年の豪雨災害のときとはちょっと状況が違います。素早く打った施策ですが、指摘のあったような施策の提案が遅いとか、指摘に対する責任を明らかにする減額であれば、私も納得します。遅れたことについて申し訳ない、私の給料を減額します言うなら納得します。しかし、今、次の手を打たない時期に行くべきではなく、他の市町が行っているからと、同様というのであれば、町長のパフォーマンスでしかないと思います。今は経済対策、経済、少しでも消費を喚起する、そのためには町長が率先して、減額するお金があればそのお金をもって消費拡大につなげるべきであると、私は考えます。

施策の遅れをとることと財政に大きな負担が掛かっていることは、別問題です。パフォーマンスとしか思えないこの提案には賛成しかねるとともに、少なくとも提案理由が納得のできるものとは思えず、賛成すべきでないと考え、反対の立場で討論いたしました。以上、皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第39号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
○議長（桑原） 日程第４、発議第２号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書案を議題
といたします。提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○１５番（佐中） 日米地位協定の抜本改正を求める意見書案を読み上げて提案に代えさせ
ていただきます。

広島県内においても、日常的に米軍による低空飛行訓練が繰り返され、平穏な日常生活が著しく脅かされております。全国知事会は、2018年７月27日、札幌市で開いた会議で、日米地位協定の抜本改定を含む米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択をいたしました。全国知事会が日米地位協定の改定について提言するのは初めてのことであり、画期的なことでございます。提言がまとめられるまで、沖縄県の翁長雄志知事の提言を受けて、米軍基地がある11道府県の知事をメンバーに、全国知事会米軍基地負担に関する研究会を発足させ、研究者や外務省から意見を聞き、イタリアやドイツの地位協定について現地調査した沖縄県からも意見を聞き取っております。沖縄県は2018年１月から２月、イタリア、ドイツを訪問し、元首相、軍幹部、周辺自治体、航空当局らから聴取り調査を実施しました。その内容は、米軍の活動にも国内法が適用される。受入国側に米軍施設への立入権が明記されている。受入国側に訓練計画に関与する仕組みがあるなど、日本と著しく違いがあることを紹介しております。こうした調査研究を基に研究会がまとめ、全国知事会に提案し、提言の採択に至りました。日米地位協定は1960年に締結されてから、日本政府が改定を提起したことがなく、他国との比較においても異常なほど不平等なものです。国においては、全国知事会の総意を重く受け止め、日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう、以下の事項の実施を強く求めます。

１、米軍機による低空飛行訓練等について、国の責任で騒音測定器を増やすなど、必要な実態調査を行うとともに、訓練や訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう十分な配慮を行う。

２、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること、事件・事故の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記すること。

３、施設ごとにその必要性や使用状況を点検した上で、基地の整備、縮小、返還を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。皆様の御賛同をよろしくお
願いをいたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論があるようなので、これから討論を行います。まず、反対討論を許し
ます。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。岡田議員。

○11番（岡田）発議第2号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書に賛成の討論を行
います。

今、日米地位協定の抜本的な改定に向けた機運が全国的に高まっております。沖縄を
はじめ、全国で在日米軍による事件・事故、米軍機による低空飛行訓練や航空機騒音の
被害など後を絶たない中、沖縄県などの調査によって、ヨーロッパなどの諸国と米軍の
地位協定と日米地位協定の大きな違いが明らかになりました。1960年の日米安保条約改
定と同時に、日米行政協定が日米地位協定に改定されました。行政協定は占領時の米軍
の地位を引き継いだものですが、地位協定にもその考え方が引き継がれ、条文上、引き
継がれなかった部分は密約の形で残されました。米軍事件の温床になっているのは、1、
刑事裁判における特権、2、日本の航空法の適用外、3、基地内の事故現場への日本側
が立ち入れないといった、いずれも国内法の不適用という問題です。ドイツ、イタリア
などは米軍に対して原則的に国内法を適用していることが報告されております。

昨年7月、日米両政府は、米軍事故現場に日本側が迅速に立入りできるよう、運用改
善をすると発表しました。しかし、それは米軍の同意が前提となっており、実効性は担
保されておりません。これまで、地位協定の動静は宿命と思われてきました。日米安全
保障条約を廃棄して基地をなくす以外、解決は困難と思われてきた問題が、ヨーロッパ
の実態の紹介や全国知事会の提言によって改定への機運が高まっております。また、岡
山県奈義町議会は、知事会提言直前の2018年6月に、町が地元の陸上自衛隊日本原演習
場で米軍の単独訓練を受け入れたため、事件・事故の懸念が高まり、議会は米軍基地を

抱える自治体の現状調査を始め、小阪四郎前議長は、関係書面及び米軍の運用に日本政府が口出しできない実態を知ったと言ひ、中国の台頭を考えると沖縄に米軍基地は必要と思うが沖縄の厳しい状況もよく分かった。地位協定を書き換えない限り日本は独立国とは言えない、と話しておられます。この協定は、60年の締結以来、一度も改定されておられません。日本政府は、事件・事故が起きて問題が浮き彫りになる度に、附則協定の締結など運用で対応する立場を取っておりますが、米軍の裁量次第の状況に変わりはないのです。

日本政府に対してこの地位協定の抜本的改定を求める意見書に賛成をいたします。皆さん方の賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。発議第2号について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立少数と認めます。よって、発議第2号は否決をされました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、発議第3号、新型コロナウイルス感染症に関する意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。玉川議員。

○1番（玉川）1番、玉川です。発議第3号、新型コロナウイルス感染症に関する意見書案について、読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する意見書案。新型コロナウイルス感染症に関し、県内の感染拡大と治療やケアに当たる医療従事者への感染をできるだけ抑え、住民の命と健康を守ることが最優先事項とされるよう、次の事項について早急に対応されるよう要望します。

1、帰国者・接触者相談窓口に専門外来を設置し、迅速にPCR検査の可否が判断され、検体採取も行える体制を整備すること。あるいは、相談窓口を介さず、症状のある患者が受診できる専門外来を設置すること。

2、医師による診断でPCR検査が必要と判断された患者については、早期に検査を

実施すること。

3、検査の結果、陽性と判断された場合は、治療の必要度に応じ、区分できる施設を整備し、治療や経過期間の確保を行うこと。

4、マスク、消毒液等の衛生材料やゴーグル、グローブ、防護服については、感染症指定医療機関へ安定供給を図るよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。提出者が議員全員でございますので、質疑討論は省略をいたします。

これより発議第3号について採決を行います。お諮りいたします。発議第3号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決した意見書については、関係機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和2年第3回海田町定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。6月2日から開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議いただきましてありがとうございました。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただきまして、厚く御礼申し上げます。皆様から賜りました御意見や御要望はこれからの町政の執行に当たり、できる限り尊重してまいり所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）本日の定例会において、不適切な言辞がございました。後刻、記録を調査し、措置をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の会議を閉じます。これにて令和2年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

午前10時01分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員